

監 査 報 告 書

平成30年6月7日

国立大学法人鳥取大学
学長 豊島良太 殿

国立大学法人鳥取大学

監 事 田中一実
監 事 足立珠希

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人鳥取大学の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、鳥取大学監事監査規則に基づいて作成した当期の監査計画に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその執行状況について報告及び説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、附属病院その他の主要な事業所において業務内容及び財産の状況を確認しました。

また、法人におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備及び運用の状況について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）、決算報告書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証しました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 内部統制システムの整備及び運用の状況については、特に指摘する事項はありません。内部統制システムの教職員への理解については、より一層の浸透を図り、整備、運用を適正に進めていただきたい。
- (3) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表等に係る会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上